

自己破産

ってどんな制度？

Q 45歳の息子から「リストラで収入がなくなり、借金が支払えなくなった。なんとかして」と援助を求められましたが、とても援助できません、自己破産をすれば借金がなくなると聞きましたが、本当でしょうか。どんな制度なのか教えてください。

A 自己破産といえば「個人の自己破産」のみと考えがちですが、そのほかに「会社の自己破産」があります。しかし、近年のクレジットカードや信販の普及を反映してか、件数で見ると、個人の自己破産が圧倒的に多いのが現状です。

今回は、個人の自己破産とはどんな制度なのかをご紹介します。

自己破産とは

経済的に破綻した多重債務者を救済するために、裁判所が「支払い不能の状態にある」と認められた者については、借金の返済義務をなくし再出発のチャンスを与える制度といえます。自己破産の手続きは「破産の申し立て」から始まりますが、この申し立ては債務者・債権者どちらからでもできます。債務者自らが申し立てる破産を特に「自己破産」といいます。

手続き・事務の流れ

破産の申し立てに対し、裁判所が「申立人は支払い不能の状態にある」と認めれば、「破産手続き開始の決定」をします。そして、財産があるときは、破産管財人を選任し破産手続きが行われます。財産がないときは、破産手続き開始の決定と同時に破産手続きを廃止（終了）します。これが「同時廃止」です。そして破産手続きが終了すれば、借金の返済義務をなくす「免責決定」がなされ自己破産手続きは終了します。

申し立て

申し立ては、原則として申立人の住所地を管轄する地方裁判所・支部です。「破産手続き開始・免責許可申立書」（申し立てに至る事情の陳述書・債権者一覧表等）及び添付書類として資産目録・住民票・給与明細書、家計の状況などを提出する必要があります。

破産手続き開始の決定

破産の申し立てに対し、裁判所は事情聴取・調査のうえ申立人の財産、収入、年齢、信用などを総合的に判断し、「支払い不能の状態にある」と認めれば「破産手続き開始の決定」をします。そして、財産があるときは管財事件として破産管財人の選任、財産の処分・換価、債権者への配当という破産手続きがとられますが、財産がない場合、破産手続きの必要がないので、「破産手続き開始の決定」と同時に「同時廃止」の決定がなされます。

免責決定

これがなされないと借金はなくなりませんが、すべて免責決定されるわけではありません。故意に財産を隠し減少させたり、浪費・ギャンブルなどで借金を作った場合や免責決定を受けてから7年を経過しない場合などには免責を受けられないことがあります。また、税金や罰金、養育費、扶養義務費、債務者の悪意による不法行為の損害賠償請求権、従業員の給与請求権などは免責の対象外ですので、支払う必要があります。

デメリット

ほとんどの財産を失うことになるだけでなく、経済的信用が失墜し、銀行からの融資やクレジットカードの利用に制約が生じます。また、免責の効力は保証人には及ばないので、保証人に多大の迷惑をかけます。なお、選挙権がなくなったり、戸籍に記載されたり、会社を解雇されるようなことはありませんが、免責が確定するまでは会社役員などの職に就けなかったり、破産手続きが終了するまでは、引っ越しや海外旅行には裁判所の許可を要します。

所要時間

申し立てから免責決定までの期間は、ほとんどの場合、6か月以内で終了するようですが、財産がある管財事件の場合、1年を超える場合があるようです。

費用

弁護士等に頼まず個人で対応する場合、裁判所へ2万円程度納入するだけで済むようですが、財産がある場合の管財事件では20万円を超えることもあるようです。弁護士に頼めばそのほかに15～30万円はかかるようです。なお、弁護士費用を支払えない場合、法テラスに費用を立て替えてくれる制度がありますので、法テラス鹿児島（050 - 3383 - 5525）へ相談してください。

多重債務の主な整理方法としては、①任意整理、②特定調停、③個人再生、④自己破産という4つの方法があります。自己破産は最後の救済手段です。多重債務に陥った場合でも安易に自己破産を利用せずに県弁護士会（099 - 226 - 3765）などの相談窓口へ相談しながら最善の方法を選択したいものです。